

4 監 査 第 153 号  
令 和 5 年 2 月 14 日

請 求 人  
弥 富 市  
加 藤 明 由 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 川 嶋 太 郎

同 青 山 省 三

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について  
(通知)

令和5年1月17日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい  
う。）については、別紙の理由により却下します。

## 別紙 本件住民監査請求を却下する理由

### 第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年1月17日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関  
愛知県知事
- 2 請求の対象となる財務会計行為  
弥富市が行う、単独土地改良事業佐古木地区揚水ゲート改修工事その1及びその2（以下「本件事業」という。）に対する愛知県補助金2,008万5,000円の支出。
- 3 当該行為が違法・不当である理由
  - (1) 佐古木地区揚水ゲートは、水田の稲作に必要な水を確保しようとする目的で、5月から9月頃まで水田の水利確保のみに使用されている。実質的には、本件事業で恩恵を受けるのは稲作農家8戸のみである。
  - (2) 当該揚水ゲートにより水利が確保され稲作の利益を受ける水田面積は、概算値でも2万㎡を大きく下回ると推測され、2万㎡としても収穫できる米は、最大160俵（208万円相当）であり、この目的のために3,000万円以上の税金を投入することは慎重に行わなければならない。
  - (3) 当該揚水ゲート周辺では漏水が発生しており、本件事業を強行しても漏水は避けられず、必要な水の確保が困難な状況になり、本件事業に使われる3,000万円以上の税金が無駄になる。
- 4 請求する措置  
愛知県補助金2,008万5,000円の支出を差し止めるよう、愛知県知事に勧告することを求める。

### 第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

この点、請求人は、本件事業が不必要である旨を主張しているが、これは、弥富市が主体となって行う本件事業に対する自らの見解を述べているにとど

まることから、愛知県の財務会計上の行為となる補助金の支出が違法又は不当である旨の指摘としては失当であり、その余を審査するまでもない。

### 第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。